

高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市補助金交付規則（高槻市規則第290号）に定めるもののほか、高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金（以下「助成金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この助成金は、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリによる被害を受けやすい樹木を所有する市民等に対し、予算の範囲内においてクビアカツヤカミキリの被害防止対策に係る費用の一部を助成することにより、市民等の自主的な取組を促進することを目的とする。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 交付申請する日の時点でクビアカツヤカミキリの被害が認められないバラ科サクラ亜科に分類される樹木（以下「助成対象樹木」という。）を所有している者（以下「樹木所有者」という。）。

(2) 過去に当該助成金の交付を受けていない者。

(3) 助成完了後においても、助成対象樹木への被害防止対策を維持することを誓約できる者。

(4) 既に納期の経過した分の市税（樹木所有者が法人の場合にあっては法人市民税）を完納している者。

(5) 次のいずれにも該当しない者。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する「暴力団」。

イ 暴対法第2条第6号に規定する「暴力団員」。

ウ 大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」。

2 前項第1号の樹木所有者がその樹木の属する土地の管理を他者に委ねており、その管理者の費用負担によって第4条の助成事業を行うために助成を受けようとする場合は、当該管理者を助成対象者とみなす。この場合においては、前項各号の要件は、当該管理者をもって審査する。ただし、当該管理者が法人である場合は、前項第4号についてのみ、樹木所有者をもって審査する。

(助成事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、令和7年5月7日から令和7年12月26日の間に助成対象者が申請した次の各号に掲げる事業とする。

(1) 助成対象樹木に対するネット巻き

(2) 助成対象樹木に対する薬剤の樹幹注入

2 助成事業とする助成対象樹木の本数は、一助成対象者あたり5本を上限とする。

3 第1項各号の事業は、別表第1に定める条件を満たさない場合は助成事業としない。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、前条第1項の実施に必要な請負代金とする。

(助成金の交付額)

第6条 助成金の交付額は、予算の範囲内において、助成対象樹木1本あたり1万円とする。ただし、前条の経費の1本あたりの請負金額が1万円を下回る場合は、その金額を上限とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 第1項の1本あたりの経費の計算は、助成対象経費（総額）を助成対象樹木本数で除した額（平均額）とする。

3 市長は、交付申請の総額が当該助成金に係る予算額を超えるときは、助成金の額を調整し又は交付をしないことができる。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金交付申請書（様式第1号）を令和7年5月7日から令和7年12月26日まで、かつ、助成事業に着手する前に、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 助成事業に要する経費が確認できる書類（見積書等の写し）
- (2) 助成事業の実施場所の位置図
- (3) 助成対象樹木の現況写真
- (4) 要件確認申立書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、次に掲げる事項について調査し、助成金を交付すべきであると認めたときは、速やかに助成金の交付を決定するものとする。

- (1) 法令、条例及び規則に違反していないこと。
- (2) 予算の範囲内であること。
- (3) 助成事業の目的及び内容が適正であること。
- (4) 助成対象経費及び助成金の額の算定に誤りがないこと。
- (5) その他市長が必要と認める事項。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付を決定することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果、助成金を交付することが不適当であると認めたときは、速やかに助成金を交付しない旨の決定をするものとする。

4 市長は、前条の規定による助成金の交付の申請があった日から14日以内に、当該申請に係る助成金の交付の決定または助成金を交付しない旨の決定をするものとする。

(助成金交付の条件)

第9条 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するため、前条第1項の交付決定を受けその通知を受ける者（以下「交付決定者」という。）に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 助成事業に要する経費又は当該事業の内容の変更（第12条第1項各号に定める

軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けること。

(2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(4) 関係法令等及びこの要綱を遵守すること。

2 市長は、助成金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前項に定める条件のほか必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第10条 市長は、助成金の交付を決定したときは、高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金交付決定通知書(様式第3号)により、速やかに交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金を交付しない旨の決定をしたときは、高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金不交付決定通知書(様式第4号)により、速やかに交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 交付申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に限り申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げは、高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金交付申請取下書(様式第5号)を市長に提出することにより行わなければならない。

3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(助成事業の変更等)

第12条 交付決定者は、助成事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金変更承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更であって、助成事業の目的に変更がないものについては、この限りでない。

(1) ネット巻き 別表第1の2に定める条件を上回る条件での実施

(2) 薬剤の樹幹注入 使用薬剤の推奨本数の範囲内での薬剤量の変更

2 交付決定者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金中止・廃止承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 交付決定者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を文書で市長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により承認をしたときは、当該交付決定者に係る助成金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。この場合において、市長は、助成事業の変更等に伴う高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金交付決定取消・変更通知書(様式第8号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第13条 市長は、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により助成金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 交付決定者が助成事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、助成事業に要する経費のうち助成金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により助成事業を遂行することができない場合（交付決定者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

3 市長は、第1項の規定による取消し又は変更を行ったときは、事情変更による高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金交付決定取消・変更通知書（様式第9号）により交付申請者に通知するものとする。

(助成事業の適正な遂行)

第14条 交付決定者は、法令等の定め並びに助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない、いやしくも助成金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第15条 市長は、助成金の適正な執行を期するため必要があると認めたときは、交付決定者に対して報告を求め、又は交付決定者の承諾を得た上で市職員に当該交付決定者の敷地等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

2 交付決定者は、市長の請求に基づき、助成事業の遂行の状況について報告しなければならない。

(事業遂行等の指示)

第16条 市長は、交付決定者が提出した報告等により、その者の助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該助成事業を遂行するよう必要な指示することができる。

2 市長は、交付決定者が前項の指示に従わないときは、当該助成事業の遂行の一時停止を指示することができる。

3 市長は、前項の規定により助成事業の遂行の一時停止を指示する場合においては、当該助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までに交付決定者がとらないときは、第21条第1項第4号の規定により当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を当該交付決定者に告知するものとする。

(実績報告)

第17条 交付決定者は、助成事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたと

きを含む。)から1月以内、若しくは令和8年2月10日のうちいずれか早い日までに、高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金実績報告書(様式第10号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業の請求書・領収書の写し
- (2) 助成事業の実施前及び実施後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定等)

第18条 市長は、前条による実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金額確定通知書(様式第11号)により交付決定者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第19条 市長は、第17条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これに適合させるための措置をとるよう当該交付決定者に対して指示することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定による指示に従って行う助成事業について準用する。

(助成金の交付)

第20条 市長は、第18条の規定により助成金の額を確定した後に助成金を交付するものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の交付請求書を受けた日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(決定の取消)

第21条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 第9条の規定に基づく条件に違反したとき。
- (4) 第16条又は第19条第1項の規定に基づく市長の指示に従わなかったとき。
- (5) 正当な理由がなく第17条の規定による実績報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (6) 交付決定者の責めに帰すべき事情により、当該助成事業の適正な履行が行われないと認められるとき。
- (7) 第3条第1項各号のいずれかに該当しないこと若しくは該当していなかったことが判明したとき。
- (8) 第3条第2項に該当しないこと若しくは該当していなかったことが判明したとき。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後において

も適用があるものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金交付決定取消通知書（様式第13号）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第22条 交付決定者は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消された場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金の交付を受けているときは、市長が定める期日までに、当該助成金の額を返還しなければならない。

（加算金及び延滞金）

第23条 交付決定者は、第21条第1項の規定による取消しにより、助成金の返還を求められたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付決定者の納付した金額が返還を求められた助成金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた助成金の額に充てられたものとする。

- 3 交付決定者は、第1項に定める場合を除き、助成金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

- 4 市長は、交付決定者が第1項又は前項の規定により助成金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、交付決定者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（理由の提示）

第24条 市長は、助成金の交付の決定の取消し、助成事業の遂行若しくは一時停止の指示又は助成事業の是正のための措置の指示をするときは、当該交付決定者に対してその理由を示すものとする。

（処分の制限）

第25条 交付決定者は、助成事業により効用の増加した財産（以下「助成対象財産」という。）については、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 交付決定者は、助成対象財産の状況について、市の求めがあったときは、その状況を明らかにしなければならない。

- 3 交付決定者は、助成対象財産のうち次の各号に掲げるものを、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ助成対象財産の処分承認申請書（様式第14号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定者が第9条第2項の規定による条件に基づき助成金の全部に相当する額を市に返還した場合又は助成金の交付の目的及び当該助成事業の耐用年数を勘案し2年を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 助成対象樹木
 - (2) 第4条第1項第1号の助成事業で用いたネット及び付属物
 - (3) その他市長が助成金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるもの
- 4 市長は、次に掲げる場合には、前項の規定による取得財産の処分の承認をするものとする。この場合において、市長は、速やかに助成対象財産の処分承認書（様式第15号）により当該交付決定者に通知するものとする。
- (1) 助成対象樹木が植生する土地の譲渡に伴うもの
 - (2) 土地の形状や用途の変更に伴う助成対象樹木の植え替え又は伐採（ただし、伐採については、第7条第1項の交付申請の時点において計画されているものは除く。）
 - (3) 災害等により交付決定者の責めに帰することのできない理由により、当該財産が毀損又は滅失したとき。
 - (4) 前各号に定めるもののほか市長がやむを得ない事情があると認めるとき。

（関係書類の整備）

第26条 交付決定者は、助成金の交付申請、請求等に係る書類及び助成事業の実施状況を明らかにした書類を整備し、第18条の規定による助成金額確定通知を受けた日から5年間保管しなければならない。

（有効期限）

第27条 この要綱は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。

（その他）

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は所管部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年5月7日から施行する。